

ID: 18

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	加入負担金及び利用料の減免		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第14条第1項		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (加入負担金及び利用料の減免) 第14条 市長は、特別の事由があると認める者については、第10条の加入負担金及び第11条の利用料を減額し、又は免除することができる。 2 減免の対象者その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>【基準】 根拠条文、長門市ケーブルテレビ放送施設に係る加入負担金及び利用料の減免に関する規則第3条及び第4条の規定による。 (全額免除の対象者) 第3条 利用料等の全額免除の対象となる加入者は、市に生活の本拠としての住居を有し、かつ、その世帯が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 日本放送協会の定める放送受信料免除基準の「1 全額免除」に該当する場合 (2) センター条例第17条の規定により利用を休止している場合 (3) その他市長が特に必要と認める場合 (半額免除の対象者) 第4条 利用料等の半額免除の対象となる加入者は、市に生活の本拠としての住居を有し、かつ、その世帯が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 日本放送協会の定める放送受信料免除基準の「2 半額免除」に該当する場合 (2) 70歳以上の一人暮らしの世帯又は65歳以上の者のみで構成される世帯で70歳以上の者を世帯の構成員に有する世帯であって、かつ、その世帯を構成するすべての者が市民税非課税の場合 (3) 母子又は父子のみの世帯であって、かつ、その世帯を構成するすべての者が市民税非課税の場合 (4) その他市長が特に必要と認める場合 2 前項第1号から第3号までに規定する市民税非課税の場合とは、減免の適用期間に係る減免の基準日の属する年度の市民税が非課税の場合をいう。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日